

柏崎刈羽原子力発電所第6号機 設計及び工事計画審査資料	
資料番号	KK6 基-017 改0
提出年月日	2023年10月2日

## 基本設計方針に関する説明資料

【第17条 材料及び構造】

【第55条 材料及び構造】

- 要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

- 各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2023年10月

東京電力ホールディングス株式会社

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

## 【第17条 材料及び構造】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）  
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載  
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比  
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比  
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番  
<関連する資料>

- ・様式-1への展開表（補足説明資料）
- ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）  
　　：前回提出時からの変更箇所

### 要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則及び基本設計方針との対比	備考
(材料及び構造) 第十七条 設計基準対象施設(圧縮機、補助ボイラー、蒸気タービン(発電用のものに限る。)、発電機、変圧器及び遮断器を除く。)に属する容器、管、ポンプ若しくは弁若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物の材料及び構造は、次に定めるところによらなければならない。この場合において、第一号から第七号まで及び第十五号の規定については、法第四十三条の三の十一第二項に定める使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。  【解釈】 1 第8号から第14号までの構造強度は、原子炉等規制法第43条の3の14に基づき維持段階にも適用される。 2 第一項に規定する「法第四十三条の三の十一第二項に定める使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する」とは、設計基準対象施設(圧縮機、補助ボイラー、蒸気タービン(発電用のものに限る。)、発電機、変圧器及び遮断器を除く。)に属する容器、管、ポンプ若しくは弁若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物の使用前に適用することをいう。	設計基準対象施設(圧縮機、補助ボイラー、蒸気タービン(発電用のものに限る。)、発電機、変圧器及び遮断器を除く。)に属する容器、管、ポンプ若しくは弁若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物の材料及び構造は、施設時において、各機器等のクラス区分に応じて以下のとおりとし、その際、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JSME S NC1)又は「発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉格納容器規格」(JSME S NE1)等に従い設計する。  なお、各機器等のクラス区分の適用については、別紙「主要設備リスト」による。	設計基準対象施設(圧縮機、補助ボイラー、蒸気タービン(発電用のものに限る。)、発電機、変圧器及び遮断器を除く。)に属する容器、管、ポンプ若しくは弁若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物の材料及び構造は、施設時において、各機器等のクラス区分に応じて以下のとおりとし、その際、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JSME S NC1)又は「発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉格納容器規格」(JSME S NE1)等に従い設計する。  ①, ①e, ①f, ②, ②i, ②m, ③【17条1】  なお、各機器等のクラス区分の適用については、別紙「主要設備リスト」による。 ①, ②, ③【17条2】	○ 発電用原子炉施設の一般構造 6号及び7号炉 (3) その他の主要な構造 (1) 原子炉冷却材圧力バウンダリ  通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生じないよう、十分なじん性を有する設計とする。①  — 以 下 余 白 —	1. 安全設計 1. 10.2 発電用原子炉設置変更許可申請(平成25年9月27日申請)に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合 (原子炉冷却材圧力バウンダリ) 適合のための設計方針 三について 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、保修時、試験時及び設計基準事故時における原子炉冷却材圧力バウンダリの脆性的挙動及び急速な伝播型破断の発生を防止するために、フェライト系鋼で製作する機器に対しては、材料選択、設計、製作及び試験に特別の注意を払う。②  (使用材料管理) 溶接部を含む使用材料に起因する不具合や欠陥の介在を防止するため次の管理を行う。 (1) 材料仕様 (2) 機器の製造・加工・工程 (3) 非破壊検査の実施 (4) 破壊靭性の確認(関連温度の妥当性の確認、原子炉圧力容器材料のテスト・ピースによる衝撃試験の実施)②	・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。  ・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。	原子炉冷却系統施設(共通) 5.2 材料及び構造等 (以下同様の施設区分)

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第 17 条 材料及び構造】

赤色：様式-6 に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1 への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	

様式-7

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>一 クラス 1 機器及びクラス 1 支持構造物に使用する材料は、次に定めるところによること。</p> <p>イ クラス 1 機器又はクラス 1 支持構造物が、その使用される圧力、温度、水質、放射線、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分（使用中の応力その他の使用条件に対する適切な耐食性を含む。）を有すること。<sup>①A</sup></p> <p><b>【解釈】</b></p> <p>3 第 1 号イの「使用中の応力その他の使用条件に対する適切な耐食性を含む」とは、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JSME S NC1-2001) 及び (JSME S NC1-2005)</p> <p><b>【事例規格】</b> 発電用原子力設備における「応力腐食割れ発生の抑制に対する考慮」(NC-CC-002) (JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 事例規格 発電用原子力設備における「応力腐食割れ発生の抑制に対する考慮」(JSME S NC-CC-002) 正誤表 (平成 28 年 2 月 17 日付け) 及び JSME 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 事例規格 (NC-CC-002) 正誤表 (令和元年 7 月 12 日付け) を含む。) によること。</p>	<p>5.2.1 材料について</p> <p>(1) 機械的強度及び化学的成分</p> <p>a. クラス 1 機器、クラス 1 支持構造物及び炉心支持構造物は、その使用される圧力、温度、水質、放射線、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分（使用中の応力その他の使用条件に対する適切な耐食性を含む。）を有する材料を使用する。</p> <p><sup>①A, ①Q, ①a, ①e</sup> 【17 条 3】</p> <p>b. クラス 2 機器、クラス 2 支持構造物、クラス 3 機器及びクラス 4 管は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する。</p> <p><sup>①E, ①H, ①J, ①e</sup> 【17 条 4】</p> <p>c. 原子炉格納容器であって、鋼製部のみで原子炉格納容器の構造及び強度を持つ部分（以下「鋼製耐圧部」という。）及びコンクリート製原子炉格納容器の鋼製内張り部等は、その使用される圧力、温度、湿度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する。<sup>①K, ①P, ①f</sup> 【17 条 5】</p>	<p>5.2.1 材料について</p> <p>(1) 機械的強度及び化学的成分</p> <p>a. クラス 1 機器、クラス 1 支持構造物及び炉心支持構造物は、その使用される圧力、温度、水質、放射線、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分（使用中の応力その他の使用条件に対する適切な耐食性を含む。）を有する材料を使用する。</p>		<p>一 以 下 余 白 一</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> <li>・差異なし。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> <li>・差異なし。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> <li>・差異なし。</li> </ul>	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第 17 条 材料及び構造】

赤色：様式-6 に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1 への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	

様式-7

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>（「日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」（2001 年版及び 2005 年版）事例規格「過圧防護に関する規定（NC-CC-001）」及び事例規格「応力腐食割れ発生の抑制に対する考慮（NC-CC-002）」に関する技術評価書」（平成 18 年 8 月原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構取りまとめ）及び「日本機械学会 設計・建設規格（JSME S NC1）正誤表（令和元年 7 月 12 日付け）等及び日本電気協会 原子炉格納容器の漏えい率試験規程（JEAC4203-2008）正誤表（平成 28 年 12 月 13 日付け）等に関する技術評価書」（原規技発第 2001159 号（令和 2 年 1 月 15 日原子力規制委員会決定））①a</p> <p>口 クラス 1 容器に使用する材料にあっては、当該容器が使用される圧力、温度、放射線、荷重その他の使用条件に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験その他の評価方法により確認したものであること。①B</p> <p>【解釈】</p> <p>4 第 1 号口、ハ、第 2 号口、第 3 号口、第 5 号口の破壊じん性の規定において、板厚の薄い材料や高ニッケル合金等脆性破壊が問題とならないことが明白な材料については機械試験による</p>	<p>d. 高圧炉心注水系ストレーナ、原子炉隔離時冷却系ストレーナ及び残留熱除去系ストレーナは、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する。</p> <p>①E, ①c, ①e 【17 条 6】</p> <p>f. コンクリート製原子炉格納容器は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な圧縮強度を有するコンクリートを使用する。①M, ①f 【17 条 7】</p> <p>g. コンクリート製原子炉格納容器は、有害な膨張及び鉄筋腐食を起こさないよう、長期の耐久性を有するコンクリートを使用する。①N, ①f 【17 条 8】</p> <p>h. コンクリート製原子炉格納容器のコンクリート部に強度部材として使用する鉄筋並びに緊張材及び定着具（以下「鉄筋等」という。）は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度、化学的成分及び形状寸法を有する材料を使用する。①O, ①f 【17 条 9】</p>	<p>d. 高圧炉心注水系ストレーナ、原子炉隔離時冷却系ストレーナ及び残留熱除去系ストレーナは、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する。</p> <p>①E, ①c, ①e 【17 条 6】</p> <p>f. コンクリート製原子炉格納容器は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な圧縮強度を有するコンクリートを使用する。①M, ①f 【17 条 7】</p> <p>g. コンクリート製原子炉格納容器は、有害な膨張及び鉄筋腐食を起こさないよう、長期の耐久性を有するコンクリートを使用する。①N, ①f 【17 条 8】</p> <p>h. コンクリート製原子炉格納容器のコンクリート部に強度部材として使用する鉄筋並びに緊張材及び定着具（以下「鉄筋等」という。）は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度、化学的成分及び形状寸法を有する材料を使用する。①O, ①f 【17 条 9】</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> <li>・差異なし。</li> </ul>	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第17条 材料及び構造】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	

様式-7

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>確認に代えて寸法や材質により確認することができる。①b</p> <p>ハ クラス1機器（クラス1容器を除く。）又はクラス1支持構造物（クラス1管及びクラス1弁を支持するものを除く。）に使用する材料にあっては、当該機器又は当該支持構造物の最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験その他の評価方法により確認したことであること。①c</p> <p>ニ クラス1機器又はクラス1支持構造物（棒及びボルトに限る。）に使用する材料にあっては、有害な欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。①d</p> <p>二 クラス2機器及びクラス2支持構造物に使用する材料は、次に定めるところによること。</p> <p>【解釈】</p> <p>5 非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係るろ過装置の材料及び構造については、第2号及び第9号の規定を準用するとともに、「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係るろ過装置の性能評価等について（内規）」（平成20・02・12原院第5号（平成20年2月27日原子力安全・保安院制</p>	<p>(2) 破壊じん性</p> <p>a. クラス1容器は、当該容器が使用される圧力、温度、放射線、荷重その他の使用条件に対して適切な破壊じん性を有する材料を使用する。また、破壊じん性は、寸法、材質又は破壊じん性試験により確認する。</p> <p>①B, ①b, ①e 【17条10】</p> <p>b. クラス1機器（クラス1容器を除く。）、クラス1支持構造物（クラス1管及びクラス1弁を支持するものを除く。）、クラス2機器、クラス3機器（工学的安全施設に属するものに限る。）、鋼製耐圧部、コンクリート製原子炉格納容器の鋼製内張り部等及び炉心支持構造物は、その最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有する材料を使用する。また、破壊じん性は、寸法、材質又は破壊じん性試験により確認する。</p> <p>①C, ①F, ①I, ①L, ①P, ①Q, ①b, ①d, ①e, ①f</p> <p>【17条11】</p>	<p>(2) 破壊じん性</p> <p>a. クラス1容器は、当該容器が使用される圧力、温度、放射線、荷重その他の使用条件に対して適切な破壊じん性を有する材料を使用する。また、破壊じん性は、寸法、材質又は破壊じん性試験により確認する。</p> <p>①B, ①b, ①e 【17条10】</p> <p>b. クラス1機器（クラス1容器を除く。）、クラス1支持構造物（クラス1管及びクラス1弁を支持するものを除く。）、クラス2機器、クラス3機器（工学的安全施設に属するものに限る。）、鋼製耐圧部、コンクリート製原子炉格納容器の鋼製内張り部等及び炉心支持構造物は、その最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有する材料を使用する。また、破壊じん性は、寸法、材質又は破壊じん性試験により確認する。</p> <p>①C, ①F, ①I, ①L, ①P, ①Q, ①b, ①d, ①e, ①f</p> <p>【17条11】</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> <li>・差異なし。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> <li>・差異なし。</li> </ul>	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第 17 条 材料及び構造】

赤色：様式-6 に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1 への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	■：前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>定)) に適合すること。①c, ②b</p> <p>イ クラス 2 機器又はクラス 2 支持構造物が、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。①E</p> <p>ロ クラス 2 機器に使用する材料にあっては、当該機器の最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験その他の評価方法により確認したものであること。①F</p> <p>ハ クラス 2 機器に属する鋳造品にあっては、有害な欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。①G</p> <p>三 クラス 3 機器（クラス 3 容器又はクラス 3 管をいう。以下同じ。）に使用する材料は、次に定めるところによること。</p> <p>イ クラス 3 機器が、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。①H</p> <p>ロ 工学的安全施設に属するクラス 3 機器に使用する材料にあっては、当該機器の最低使用温</p>	<p>c. 高圧炉心注水系ストレーナ、原子炉隔離時冷却系ストレーナ及び残留熱除去系ストレーナは、その最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有する材料を使用する。また、破壊じん性は、寸法、材質又は破壊じん性試験により確認する。 ①F, ①b, ①c, ①e 【17 条 12】</p> <p>(3) 非破壊試験 　クラス 1 機器、クラス 1 支持構造物（棒及びボルトに限る。）、クラス 2 機器（鋳造品に限る。）及び炉心支持構造物に使用する材料は、非破壊試験により有害な欠陥がないことを確認する。 ①D, ①G, ①Q, ①e 【17 条 13】</p>	<p>c. 高圧炉心注水系ストレーナ、原子炉隔離時冷却系ストレーナ及び残留熱除去系ストレーナは、その最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有する材料を使用する。また、破壊じん性は、寸法、材質又は破壊じん性試験により確認する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> <li>・差異なし。</li> </ul>	

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

## 【第17条 材料及び構造】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	

様式-7

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>度に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験その他の評価方法により確認したものであること。①I</p> <p>【解説】</p> <p>6 第3号口の「工学的安全施設に属するクラス3機器」には非常用ディーゼル発電機の冷却系が含まれる。（「安全設計分野及び放射線管理分野における日本電気協会規格に関する技術評価書」（平成17年12月原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構取りまとめ）①d</p> <p>四 クラス4管に使用する材料は、当該管が使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。①J</p> <p>五 原子炉格納容器（コンクリート製原子炉格納容器を除く。以下この号において同じ。）及び原子炉格納容器支持構造物に使用する材料は、次に定めるところによること。</p> <p>イ 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物が、その使用される圧力、温度、湿度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。①K</p>						

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

## 【第17条 材料及び構造】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）  
 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載  
 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比  
 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比  
 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番  
 <関連する資料>  
 ・様式-1への展開表（補足説明資料）  
 ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）  
■：前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>口 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物の最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験その他の評価方法により確認したものであること。①L</p> <p>六 コンクリート製原子炉格納容器のコンクリート部及び鋼製内張り部等に使用する材料は、次に定めるところによること。</p> <p>イ コンクリートにあっては、当該原子炉格納容器が使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な圧縮強度を有すること。①M</p> <p>ロ コンクリートにあっては、有害な膨張及び鉄筋腐食を起こさないよう、長期の耐久性を有すること。①N</p> <p>ハ コンクリート部に強度部材として使用する鉄筋並びに緊張材及び定着具（以下「鉄筋等」という。）にあっては、当該原子炉格納容器が使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度、化学的成分及び形状寸法を有すること。①O</p>						

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第17条 材料及び構造】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	

様式-7

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>ニ 鋼製内張り部等に使用する材料にあっては、前号イ及びロの規定に準ずること。①P</p> <p>七 炉心支持構造物に使用する材料は、第一号イ、ハ及びニの規定に準ずること。①Q</p> <p>八 クラス1機器及びクラス1支持構造物の構造及び強度は、次に定めるところによること。</p> <p>イ クラス1機器にあっては、最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態（以下「設計上定める条件」という。）において、全体的な変形を弾性域に抑えること。②A</p> <p><b>【解釈】</b></p> <p>7 第8号イ及びロ、第9号イ、第10号イ並びに第12号イの「全体的な変形を弾性域に抑えること」とは、構造上の全体的な変形を弾性域に抑えることに加え、材料の引張り強さに対しても十分な構造強度を有することをいう。②c</p> <p>8 第8号イ、ロ、ハ及びニの適用に当たっては、解析により以下を確認すること。</p>	<p>5.2.2 構造及び強度について (1) 延性破断の防止 a. クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、鋼製耐圧部、コンクリート部が強度を負担しない圧力又は機械的荷重に対するライナプレート及び炉心支持構造物は、最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態（以下「設計上定める条件」という。）において、全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。 ②A, ②L, ②Q, ②U, ②V, ②AF, ②a, ②c, ②d, ②i 【17条14】</p> <p>b. クラス1支持構造物は、運転状態I及び運転状態IIにおいて、全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。 ②B, ②a, ②c, ②d, ②i 【17条15】</p>	<p>5.2.2 構造及び強度について (1) 延性破断の防止 a. クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、鋼製耐圧部、コンクリート部が強度を負担しない圧力又は機械的荷重に対するライナプレート及び炉心支持構造物は、最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態（以下「設計上定める条件」という。）において、全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。 ②A, ②L, ②Q, ②U, ②V, ②AF, ②a, ②c, ②d, ②i 【17条14】</p> <p>b. クラス1支持構造物は、運転状態I及び運転状態IIにおいて、全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。 ②B, ②a, ②c, ②d, ②i 【17条15】</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> <li>・差異なし。</li> </ul>	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第17条 材料及び構造】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	

様式-7

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>(1) イ及びロの「全体的な変形を弾性域に抑える」とは、一般部に加え、構造不連続部にあっても塑性変形を許容しないこと。 ②d</p> <p>(2) ハの「全体的な塑性変形が生じないこと。ただし、構造上の不連続部における局部的な塑性変形はこの限りではない。」とは、応力が集中する箇所である「構造上の不連続部」にのみ一時的な荷重による塑性変形を許容するが、構造体の機能低下に至るような塑性変形は許容しないこと。 ②e</p> <p>(3) ニの「延性破断に至る塑性変形が生じないこと」とは、箇所の限定なしに塑性変形が生じることを許容するが、構造体の著しい機能喪失に至るような塑性変形は許容しないこと。 ②f</p> <p>ロ クラス1支持構造物にあっては、運転状態I及び運転状態IIにおいて、全体的な変形を弾性域に抑えること。 ②B</p> <p>ハ クラス1容器（オメガシールその他のシールを除く。）、クラス1管、クラス1弁及びクラス1支持構造物にあっては、運転状態IIIにおいて、全体的な塑</p>	<p>c. コンクリート製原子炉格納容器のライナプレート（貫通部スリーブ及び附属物（以下「貫通部スリーブ等」という。）が取り付く部分に限る。）、貫通部スリーブ及び定着金具（ライナアンカを除く。）は、荷重状態I及び荷重状態IIにおいて、全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。 ②AE, ②a, ②m 【17条16】</p> <p>また、ライナアンカについては、全ての荷重状態において、全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。 ②AE, ②a, ②l, ②m 【17条17】</p> <p>d. クラス1支持構造物であって、クラス1容器に溶接により取り付けられ、その損壊により、クラス1容器の損壊を生じさせるおそれがあるものは、b.にかかわらず、設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。 ②K, ②a, ②i 【17条18】</p>	<p>c. コンクリート製原子炉格納容器のライナプレート（貫通部スリーブ及び附属物（以下「貫通部スリーブ等」という。）が取り付く部分に限る。）、貫通部スリーブ及び定着金具（ライナアンカを除く。）は、荷重状態I及び荷重状態IIにおいて、全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> <li>・差異なし。</li> </ul>	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第17条 材料及び構造】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	

様式-7

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>性変形が生じないこと。ただし、構造上の不連続部における局部的な塑性変形はこの限りでない。②C</p> <p>ニ クラス1容器（オメガシールその他のシールを除く。）、クラス1管及びクラス1支持構造物にあっては、運転状態IVにおいて、延性破断に至る塑性変形が生じないこと。②D</p> <p>ホ クラス1容器（ボルトその他の固定用金具、オメガシールその他のシールを除く。）にあっては、試験状態において、全体的な塑性変形が生じないこと。ただし、構造上の不連続部における局部的な塑性変形はこの限りでない。②E</p> <p><b>【解釈】</b></p> <p>9 第8号ホ及びヘの「ボルトその他の固定用金具」とは、ボルト及びナット等をいう。ハからホの「オメガシールその他のシール」とは、オメガシール及びキャノピーシールをいう。②g</p> <p>ヘ クラス1容器（ボルトその他の固定用金具を除く。）、クラス1管、クラス1弁（弁箱に限る。）及びクラス1支持構造物にあっては、運転状態I及び運転</p>	<p>e. クラス1容器（オメガシールその他のシールを除く。）、クラス1管、クラス1弁、クラス1支持構造物、鋼製耐圧部（著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分に限る。）、コンクリート部が強度を負担しない圧力又は機械的荷重に対するライナプレート及び炉心支持構造物にあっては、運転状態IIIにおいて、全体的な塑性変形が生じない設計とする。また、応力が集中する構造上の不連続部については、補強等により局部的な塑性変形に止まるよう設計する。</p> <p>②C, ②V, ②AG, ②a, ②e, ②g, ②i 【17条19】</p> <p>f. コンクリート製原子炉格納容器のライナプレート（貫通部スリーブ等が取り付く部分に限る。）、貫通部スリーブ及び定着金具（ライナアンカを除く。）は、荷重状態IIIにおいて、全体的な塑性変形が生じない設計とする。また、応力が集中する構造上の不連続部については、補強等により局部的な塑性変形に止まるよう設計する。</p> <p>②AE, ②a, ②m 【17条20】</p>	<p>e. クラス1容器（オメガシールその他のシールを除く。）、クラス1管、クラス1弁、クラス1支持構造物、鋼製耐圧部（著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分に限る。）、コンクリート部が強度を負担しない圧力又は機械的荷重に対するライナプレート及び炉心支持構造物にあっては、運転状態IIIにおいて、全体的な塑性変形が生じない設計とする。また、応力が集中する構造上の不連続部については、補強等により局部的な塑性変形に止まるよう設計する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> <li>・差異なし。</li> </ul>	

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

## 【第17条 材料及び構造】

要求事項との対比表						【〇〇条〇〇】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1） ■ : 前回提出時からの変更箇所
実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	
<p>状態IIにおいて、進行性変形が生じないこと。②F</p> <p>【解釈】</p> <p>10 第8号への「進行性変形」とは、内圧などによる一定の応力（一次応力）が加わった状態で、熱応力等（二次応力）による変形（ひずみ）が弾性的挙動を示す領域を超えて繰り返し加えられる場合に、その変形（ひずみ）が一方向に蓄積されるもので、「進行性変形が生じないこと」とは、その二次応力による変形（ひずみ）を弾性的挙動を示す範囲内に抑えること。②h</p> <p>ト クラス1容器、クラス1管、クラス1弁（弁箱に限る。）及びクラス1支持構造物にあっては、運転状態I及び運転状態IIにおいて、疲労破壊が生じないこと。②G</p> <p>チ クラス1容器（胴、鏡板及び外側から圧力を受ける円筒形又は管状のものに限る。）にあっては、運転状態I、運転状態II、運転状態III及び運転状態IV並びに試験状態において、座屈が生じないこと。②H</p> <p>リ クラス1管にあっては、設計上定める条件において、座屈</p>	<p>g. クラス1容器（オメガシールその他のシールを除く。）、クラス1管、クラス1支持構造物、鋼製耐圧部（著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分に限る。）、コンクリート部が強度を負担しない圧力又は機械的荷重に対するライナプレート及び炉心支持構造物は、運転状態IVにおいて、延性破断に至る塑性変形が生じない設計とする。 ②D, ②V, ②AH, ②a, ②f, ②g, ②i 【17条21】</p> <p>h. コンクリート製原子炉格納容器のライナプレート（貫通部スリーブ等が取り付く部分に限る。）、貫通部スリーブ及び定着金具（ライナアンカを除く。）は、荷重状態IVにおいて、延性破断に至る塑性変形が生じない設計とする。 ②AE, ②a, ②m 【17条22】</p> <p>i. クラス4管は、設計上定める条件において、延性破断に至る塑性変形を生じない設計とする。 ②T, ②a, ②i 【17条23】</p>	<p>g. クラス1容器（オメガシールその他のシールを除く。）、クラス1管、クラス1支持構造物、鋼製耐圧部（著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分に限る。）、コンクリート部が強度を負担しない圧力又は機械的荷重に対するライナプレート及び炉心支持構造物は、運転状態IVにおいて、延性破断に至る塑性変形が生じない設計とする。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> <li>・差異なし。</li> </ul>	

樣式-7

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第17条 材料及び構造】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	

様式-7

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>が生じないこと。②I</p> <p>ヌ クラス1支持構造物にあっては、運転状態I、運転状態II、運転状態III及び運転状態IVにおいて、座屈が生じないこと。②J</p> <p>ル ロ、ハ、ニ、ヘ、ト及びヌにかかるわらず、クラス1支持構造物であって、クラス1容器に溶接により取り付けられ、その損壊により、クラス1容器の損壊を生じさせるおそれがあるものに限る。）及び鋼製耐圧部（著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分に限る。）は、試験状態において、全体的な塑性変形が生じない設計とする。また、応力が集中する構造上の不連続部については、補強等により局部的な塑性変形に止まるよう設計する。</p> <p><b>【解釈】</b></p> <p>1 1 第1号から第5号まで、第7号から第12号まで及び第14号の規定に適合する材料及び構造とは、「設計・建設規格2005(2007)」又は「設計・建設規格2012」及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 材料規格(2012年版) (JSME S NJ1-2012)」(以下「「材料規格2012」」といふ。)の規定に、「日本機械学会「設計・建設規格」及び「材料規格」の適用に当たつて(別記-2)」の要件を付したものによること。ただし、施設時に「設計・建設規格2005(2007)」又は「設計・建設規格2012」及び「材料規格2012」が適用されていない設</p>	<p>j. クラス1容器(ボルトその他の固定用金具, オメガシールその他のシールを除く。), クラス1支持構造物(クラス1容器に溶接により取り付けられ, その損壊により, クラス1容器の損壊を生じさせるおそれがあるものに限る。)及び鋼製耐圧部(著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分に限る。)は, 試験状態において, 全体的な塑性変形が生じない設計とする。また, 応力が集中する構造上の不連続部については, 补強等により局部的な塑性変形に止まるよう設計する。</p> <p>②E, ②K, ②V, ②a, ②g, ②i 【17条24】</p> <p>k. 高圧炉心注水系ストレーナ, 原子炉隔離時冷却系ストレーナ及び残留熱除去系ストレーナは, 運転状態I, 運転状態II及び運転状態IV(異物付着による差圧を考慮)において, 全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。</p> <p>②L, ②a, ②b, ②c 【17条25】</p>	<p>j. クラス1容器(ボルトその他の固定用金具, オメガシールその他のシールを除く。), クラス1支持構造物(クラス1容器に溶接により取り付けられ, その損壊により, クラス1容器の損壊を生じさせるおそれがあるものに限る。)及び鋼製耐圧部(著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分に限る。)は, 試験状態において, 全体的な塑性変形が生じない設計とする。また, 応力が集中する構造上の不連続部については, 补強等により局部的な塑性変形に止まるよう設計する。</p>	<p>②E, ②K, ②V, ②a, ②g, ②i 【17条24】</p> <p>②L, ②a, ②b, ②c 【17条25】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> <li>・差異なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> <li>・差異なし。</li> </ul>	

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

## 【第17条 材料及び構造】

要求事項との対比表						【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1） ■ : 前回提出時からの変更箇所
実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	
<p>計基準対象施設については、施設時に適用された規格（「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（昭和55年通商産業省告示第501号）」等）によること。 （「設計・建設規格2007 技術評価書」、「設計・建設規格2012 技術評価書」及び「日本機械学会「発電用原子力設備規格 材料規格（2012年版）」（JSME SJ1-2012）に関する技術評価書」（原規技発第1408062号（平成26年8月6日原子力規制委員会決定。以下「「材料規格2012技術評価書」」という。）） ウェルドオーバーレイ工法を適用する場合は、第1号及び第8号の規定に適合するため、「ウェルドオーバーレイ工法の適用に当たって（別記-3）」によること。①e, ②i</p> <p>九 クラス2機器及びクラス2支持構造物の構造及び強度は、次に定めるところによること。</p> <p>イ クラス2機器にあっては、設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。②L</p> <p>ロ クラス2機器に属する伸縮継手にあっては、設計上定める</p>	<p>1. クラス2支持構造物であって、クラス2機器に溶接により取り付けられ、その損壊により取り付けられ、その損壊によりクラス2機器に損壊を生じさせるおそれがあるものには、運転状態I及び運転状態IIにおいて、延性破断が生じない設計とする。 ②P, ②a, ②i 【17条26】</p> <p>(2) 進行性変形による破壊の防止 a. クラス1容器（ボルトその他の固定用金具を除く。）、クラス1管、クラス1弁（弁箱に限る。）、クラス1支持構造物、鋼製耐圧部（著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分に限る。）及び炉心支持構造物は、運転状態I及び運転状態IIにおいて、進行性変形が生じない設計とする。 ②F, ②W, ②AI, ②a, ②g, ②h, ②i 【17条27】</p> <p>b. コンクリート製原子炉格納容器のライナプレート（貫通部スリープ等が取り付く部分に限る。）、貫通部スリープ及び定着金具（ライナアンカを除く。）は、荷重状態I及び荷重状態IIにおいて、進行性変形が生じない設計とする。 ②AE, ②a, ②m 【17条28】</p>	<p>1. クラス2支持構造物であって、クラス2機器に溶接により取り付けられ、その損壊により取り付けられ、その損壊によりクラス2機器に損壊を生じさせるおそれがあるものには、運転状態I及び運転状態IIにおいて、延性破断が生じない設計とする。 ②P, ②a, ②i 【17条26】</p> <p>(2) 進行性変形による破壊の防止 a. クラス1容器（ボルトその他の固定用金具を除く。）、クラス1管、クラス1弁（弁箱に限る。）、クラス1支持構造物、鋼製耐圧部（著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分に限る。）及び炉心支持構造物は、運転状態I及び運転状態IIにおいて、進行性変形が生じない設計とする。 ②F, ②W, ②AI, ②a, ②g, ②h, ②i 【17条27】</p> <p>b. コンクリート製原子炉格納容器のライナプレート（貫通部スリープ等が取り付く部分に限る。）、貫通部スリープ及び定着金具（ライナアンカを除く。）は、荷重状態I及び荷重状態IIにおいて、進行性変形が生じない設計とする。 ②AE, ②a, ②m 【17条28】</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> <li>・差異なし。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> <li>・差異なし。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> <li>・差異なし。</li> </ul>	

樣式-7

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第17条 材料及び構造】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	

様式-7

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。 ②M</p> <p>ハ クラス2管（伸縮継手を除く。）にあっては、運転状態I及び運転状態IIにおいて、疲労破壊が生じないこと。 ②N</p> <p>ニ クラス2容器及びクラス2管にあっては、設計上定める条件において、座屈が生じないと。 ②O</p> <p>ホ クラス2支持構造物であつて、クラス2機器に溶接により取り付けられ、その損壊によりクラス2機器に損壊を生じさせるおそれがあるものにあっては、運転状態I及び運転状態IIにおいて、延性破断及び座屈が生じないこと。 ②P</p> <p>十 クラス3機器の構造及び強度は、次に定めるところによること。</p> <p>イ 設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。 ②Q</p> <p>ロ クラス3機器に属する伸縮継手にあっては、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場</p>	<p>(3) 疲労破壊の防止</p> <p>a. クラス1容器、クラス1管、クラス1弁(弁箱に限る。), クラス1支持構造物, クラス2管（伸縮継手を除く。), 鋼製耐圧部(著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分に限る。) 及び炉心支持構造物は, 運転状態I及び運転状態IIにおいて、疲労破壊が生じない設計とする。 ②G, ②N, ②X, ②AD, ②AJ, ②a, ②m 【17条 29】</p> <p>b. コンクリート製原子炉格納容器のライナプレート, 貫通部スリーブ及び定着金具(ライナアンカを除く。)は, 荷重状態I及び荷重状態IIにおいて、疲労破壊が生じない設計とする。 ②AE, ②a, ②m 【17条 30】</p> <p>c. クラス2機器及びクラス3機器の伸縮継手は、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じない設計とする。 ②M, ②R, ②a, ②i 【17条 31】</p>	<p>(3) 疲労破壊の防止</p> <p>a. クラス1容器、クラス1管, クラス1弁(弁箱に限る。), クラス1支持構造物, クラス2管（伸縮継手を除く。), 鋼製耐圧部(著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分に限る。) 及び炉心支持構造物は, 運転状態I及び運転状態IIにおいて、疲労破壊が生じない設計とする。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> <li>・差異なし。</li> </ul>	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第17条 材料及び構造】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	

様式-7

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>合において、疲労破壊が生じないこと。<sup>②R</sup></p> <p>ハ 設計上定める条件において、座屈が生じないこと。<sup>②S</sup></p> <p>十一 クラス4管の構造及び強度は、設計上定める条件において、延性破断に至る塑性変形を生じないこと。<sup>②T</sup></p> <p>十二 原子炉格納容器（コンクリート製原子炉格納容器を除く。）及び原子炉格納容器支持構造物の構造及び強度は、次に定めるところによること。</p> <p>イ 原子炉格納容器（口に掲げる部分を除く。）にあっては、設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。<sup>②U</sup></p> <p>ロ 原子炉格納容器のうち著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分にあっては、第八号イ、ハ、ニ及びホのクラス1容器の規定を準用する。<sup>②V</sup></p> <p>ハ 原子炉格納容器支持構造物にあっては、第八号ロ、ハ及びニのクラス1支持構造物の規定を準用する。</p>	<p>(4) 座屈による破壊の防止</p> <p>a. クラス1容器（胴、鏡板及び外側から圧力を受ける円筒形又は管状のものに限る。）、クラス1支持構造物及び炉心支持構造物は、運転状態I、運転状態II、運転状態III及び運転状態IVにおいて、座屈が生じない設計とする。</p> <p><sup>②H, ②J, ②AK, ②a, ②i</sup> 【17条32】</p> <p>b. クラス1容器（胴、鏡板及び外側から圧力を受ける円筒形又は管状のものに限る。）及びクラス1支持構造物（クラス1容器に溶接により取り付けられ、その損壊により、クラス1容器の損壊を生じさせるおそれがあるものに限る。）は、試験状態において、座屈が生じない設計とする。</p> <p><sup>②H, ②K, ②a, ②i</sup> 【17条33】</p>	<p>(4) 座屈による破壊の防止</p> <p>a. クラス1容器（胴、鏡板及び外側から圧力を受ける円筒形又は管状のものに限る。）、クラス1支持構造物及び炉心支持構造物は、運転状態I、運転状態II、運転状態III及び運転状態IVにおいて、座屈が生じない設計とする。</p> <p><sup>②H, ②J, ②AK, ②a, ②i</sup> 【17条32】</p> <p>b. クラス1容器（胴、鏡板及び外側から圧力を受ける円筒形又は管状のものに限る。）及びクラス1支持構造物（クラス1容器に溶接により取り付けられ、その損壊により、クラス1容器の損壊を生じさせるおそれがあるものに限る。）は、試験状態において、座屈が生じない設計とする。</p> <p><sup>②H, ②K, ②a, ②i</sup> 【17条33】</p>	<p>記載事項なし。</p>	<p>記載事項なし。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> <li>・差異なし。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> <li>・差異なし。</li> </ul>	<p>記載事項なし。</p>

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

## 【第17条 材料及び構造】

## 要求事項との対比表

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）  
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載  
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比  
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比  
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番  
<関連する資料>

- ・様式-1 への展開表（補足説明資料）
- ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）  
　　：前回提出時からの変更箇所

## 樣式-7

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則及び基本設計方針との対比	備考
ニ 原子炉格納容器のうち著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分並びに原子炉格納容器支持構造物にあっては、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、進行性変形による破壊が生じないこと。  ②W	c. クラス1管、クラス2容器、クラス2管及びクラス3機器は、設計上定める条件において、座屈が生じない設計とする。  d. 鋼製耐圧部は、設計上定める条件並びに運転状態Ⅲ及び運転状態Ⅳにおいて、座屈が生じない設計とする。  ②Y, ②a, ②i 【17条34】	c. クラス1管、クラス2容器、クラス2管及びクラス3機器は、設計上定める条件において、座屈が生じない設計とする。②I, ②O, ②S, ②a, ②i  d. 鋼製耐圧部は、設計上定める条件並びに運転状態Ⅲ及び運転状態Ⅳにおいて、座屈が生じない設計とする。 ②Y, ②a, ②i 【17条35】			・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。	原子炉冷却系統施設（共通） 5.2 材料及び構造等 (以下同様の施設区分)
ホ 原子炉格納容器の伸縮継手にあっては、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。	記載事項なし。	記載事項なし。			・伸縮継手は施設しないため、適用対象外。	記載事項なし。
ヘ 原子炉格納容器のうち著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分並びに原子炉格納容器支持構造物にあっては、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、疲労破壊が生じないこと。  ②X	e. コンクリート製原子炉格納容器のライナプレート（貫通部スリーブ等が取り付く部分に限る。）、貫通部スリーブ及び定着金具（ライナアンカを除く。）は、荷重状態Ⅰ、荷重状態Ⅱ、荷重状態Ⅲ及び荷重状態Ⅳにおいて、座屈が生じない設計とする。	e. コンクリート製原子炉格納容器のライナプレート（貫通部スリーブ等が取り付く部分に限る。）、貫通部スリーブ及び定着金具（ライナアンカを除く。）は、荷重状態Ⅰ、荷重状態Ⅱ、荷重状態Ⅲ及び荷重状態Ⅳにおいて、座屈が生じない設計とする。  ②AE, ②a, ②m 【17条36】			・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。	原子炉冷却系統施設（共通） 5.2 材料及び構造等
ト 原子炉格納容器にあっては、設計上定める条件並びに運転状態Ⅲ及び運転状態Ⅳにおいて、座屈が生じないこと。  ②Y						

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

## 【第17条 材料及び構造】

要求事項との対比表						【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1） ■ : 前回提出時からの変更箇所
実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	
チ 原子炉格納容器支持構造物にあっては、運転状態Ⅰ、運転状態Ⅱ、運転状態Ⅲ及び運転状態Ⅳにおいて、座屈が生じないこと。	記載事項なし。	記載事項なし。			・コンクリート製原子炉格納容器のため、適用対象外。	記載事項なし。
十三 コンクリート製原子炉格納容器の構造及び強度は、次に定めるところによること。	f. クラス2支持構造物であって、クラス2機器に溶接により取り付けられ、その損壊により取り付けられ、その損壊によりクラス2機器に損壊を生じさせるおそれがあるものには、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、座屈が生じないよう設計する。  ②P, ②a, ②i 【17条37】	f. クラス2支持構造物であって、クラス2機器に溶接により取り付けられ、その損壊によりクラス2機器に損壊を生じさせるおそれがあるものには、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、座屈が生じないよう設計する。  ②P, ②a, ②i 【17条37】			・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。	原子炉冷却系統施設（共通） 5.2 材料及び構造等 (以下同様の施設区分)
イ コンクリートにあっては、荷重状態Ⅰ、荷重状態Ⅱ及び荷重状態Ⅲにおいて圧縮破壊が生じず、かつ、荷重状態Ⅳにおいてコンクリート製原子炉格納容器が大きな塑性変形に至る圧縮破壊が生じないこと。②Z	(5) 圧縮破壊の防止  コンクリート製原子炉格納容器のコンクリートは、荷重状態Ⅰ、荷重状態Ⅱ及び荷重状態Ⅲにおいて、圧縮破壊が生じず、かつ、荷重状態Ⅳにおいて、コンクリート製原子炉格納容器が大きな塑性変形に至る圧縮破壊が生じない設計とする。  ②Z, ②a, ②j, ②m 【17条38】	(5) 圧縮破壊の防止  コンクリート製原子炉格納容器のコンクリートは、荷重状態Ⅰ、荷重状態Ⅱ及び荷重状態Ⅲにおいて、圧縮破壊が生じず、かつ、荷重状態Ⅳにおいて、コンクリート製原子炉格納容器が大きな塑性変形に至る圧縮破壊が生じない設計とする。  ②Z, ②a, ②j, ②m 【17条38】			・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。	
【解釈】 12 第13号イの「荷重状態Ⅰ、荷重状態Ⅱ及び荷重状態Ⅲにおいて圧縮破壊が生じず」とは、原子炉格納容器のコンクリートが弾性状態を保持することであり、「荷重状態Ⅳにおいてコンクリート製原子炉格納容器が大きな塑性変形に至る圧縮破壊が生じないこと。」とは、若干の塑性変形は許容するが、圧縮破壊が生じない变形（ひずみ）までに制限することであり、圧縮応力による塑性変形が過大な状態又は圧縮破壊を生じている状態は許容しないこと。②j						

樣式-7

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第17条 材料及び構造】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	

茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比

緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

黄色：前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>ロ 鉄筋等にあっては、荷重状態I、荷重状態II及び荷重状態IIIにおいて降伏せず、かつ、荷重状態IVにおいて破断に至るひずみが生じないこと。②AA</p> <p>ハ コンクリート部にあっては、荷重状態I、荷重状態II及び荷重状態IIIにおいてせん断破壊が生じず、かつ、荷重状態IVにおいてコンクリート製原子炉格納容器が大きな塑性変形に至るせん断破壊が生じないこと。②AB</p> <p><b>【解釈】</b></p> <p>13 第13号ハの「荷重状態I、荷重状態II及び荷重状態IIIにおいてせん断破壊が生じず」とは、原子炉格納容器のコンクリート部が、塑性変形が過大な状態又はせん断破壊を生じている状態に対して十分な余裕を保持することであり、「荷重状態IVにおいてコンクリート製原子炉格納容器が大きな塑性変形に至るせん断破壊が生じないこと。」とは、若干の塑性変形は許容するが、せん断応力による塑性変形が過大な状態又はせん断破壊を生じている状態は許容しないこと。②k</p>	<p>(6) 引張破断の防止 コンクリート製原子炉格納容器の鉄筋等は、荷重状態I、荷重状態II及び荷重状態IIIにおいて、降伏せず、かつ、荷重状態IVにおいて、破断に至るひずみが生じない設計とする。</p> <p>(7) せん断破壊の防止 コンクリート製原子炉格納容器のコンクリート部は、荷重状態I、荷重状態II及び荷重状態IIIにおいて、せん断破壊が生じず、かつ、荷重状態IVにおいて、コンクリート製原子炉格納容器が大きな塑性変形に至るせん断破壊が生じない設計とする。</p>	<p>(6) 引張破断の防止 コンクリート製原子炉格納容器の鉄筋等は、荷重状態I、荷重状態II及び荷重状態IIIにおいて、降伏せず、かつ、荷重状態IVにおいて、破断に至るひずみが生じない設計とする。 ②AA, ②a, ②m【17条39】</p> <p>(7) せん断破壊の防止 コンクリート製原子炉格納容器のコンクリート部は、荷重状態I、荷重状態II及び荷重状態IIIにおいて、せん断破壊が生じず、かつ、荷重状態IVにおいて、コンクリート製原子炉格納容器が大きな塑性変形に至るせん断破壊が生じない設計とする。 ②AB, ②a, ②k, ②m【17条40】</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> <li>・差異なし。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> <li>・差異なし。</li> </ul>	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第17条 材料及び構造】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	

茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比

緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

黄色：前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

様式-7

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
ニ ライナプレート（貫通部スリープが取り付く部分を除く。）においては、荷重状態I及び荷重状態IIにおいて著しい残留ひずみが生じず、かつ、荷重状態III及び荷重状態IVにおいて破断に至らないこと。 <small>②AC</small>	(8) ライナプレートにおける荷重及びコンクリート部の変形等による強制ひずみの制限 コンクリート製原子炉格納容器のライナプレート（貫通部スリープ等が取り付く部分を除く。）は、荷重状態I及び荷重状態IIにおいて、著しい残留ひずみが生じず、かつ、荷重状態III及び荷重状態IVにおいて、破断に至らない設計とする。 <small>②AC, ②a, ②m 【17条 41】</small>	(8) ライナプレートにおける荷重及びコンクリート部の変形等による強制ひずみの制限 コンクリート製原子炉格納容器のライナプレート（貫通部スリープ等が取り付く部分を除く。）は、荷重状態I及び荷重状態IIにおいて、著しい残留ひずみが生じず、かつ、荷重状態III及び荷重状態IVにおいて、破断に至らない設計とする。 <small>②AC, ②a, ②m 【17条 41】</small>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> <li>・差異なし。</li> </ul>	
ホ ライナプレート（貫通部スリープが取り付く部分を除く。）においては、ニの規定によるほか、第十二号への原子炉格納容器の規定を準用する。 <small>②AD</small>						
ヘ ライナプレート（貫通部スリープが取り付く部分に限る。）、貫通部スリープ及び定着金具（ライナプレートに取り付ける定着金具であって、全ての荷重状態において全体的な変形を弾性域に抑えることができるものを除く。）においては、第十二号ハ、ニ、ヘ及びチの原子炉格納容器支持構造物の規定を準用する。この場合において、第十二号中「運転状態I及び運転状態II」とあるのは「荷重状態I及び荷重状態II」と、「運転状態I、運転状態II、運転状態III及び運転状態IV」とあるのは「荷重状態I、荷重状態II、荷重状態III及び荷重状態IV」と読み替えるものとする。 <small>②AE</small>						

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第 17 条 材料及び構造】

赤色：様式-6 に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1 への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	

様式-7

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
ト ナックルにあっては、第十二号口、ニ及びへの原子炉格納容器のうち著しい応力が生ずる部分及び特殊な形状の部分の規定を準用する。	記載事項なし。	記載事項なし。			・ナックルは RCCV には施設しないため、適用対象外。	記載事項なし。

【解釈】

1 4 第 13 号への規定において、「全ての荷重状態において全体的な変形を弾性域に抑えることができる」とは、機械的荷重に対する許容荷重として弾性変形の範囲に抑えることに加え、内張り鋼板に生ずる強制ひずみにより定着金具に生ずる変位量が、破断変位に対し十分な裕度を有することをいう。②1

1 5 第 6 号及び 13 号の規定に適合する材料及び構造とは、日本機械学会「コンクリート製原子炉格納容器規格」の規定に、「日本機械学会「コンクリート製原子炉格納容器規格」の適用に当たって（別記-4）」の要件を付したものによること。なお、この規則の施行の際現に施設し、又は着手した設計基準対象施設については、施設時に適用された規格（「コンクリート製原子炉格納容器に関する構造等の技術基準（平成 2 年通商産業省告示第 452 号）」等）によること。

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

## 【第17条 材料及び構造】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）  
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載  
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比  
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比  
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番  
<関連する資料>

- ・様式-1への展開表（補足説明資料）
- ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）  
　　：前回提出時からの変更箇所

### 要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>（「日本機械学会「コンクリート製原子炉格納容器規格（JSME SNE1-2003）」技術評価書」（平成17年7月原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構取りまとめ）①f, ②m</p> <p>十四 炉心支持構造物の構造及び強度は、次に定めるところによること。</p> <p>イ 設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。②AF</p> <p>ロ 運転状態Ⅲにおいて、全体的な塑性変形が生じないこと。ただし、構造上の不連続部における局部的な塑性変形はこの限りでない。②AG</p> <p>ハ 運転状態IVにおいて、延性破断に至る塑性変形が生じないこと。②AH</p> <p>ニ 炉心支持構造物にあっては、運転状態I及び運転状態IIにおいて、進行性変形による破壊が生じないこと。②AI</p> <p>ホ 運転状態I及び運転状態IIにおいて、疲労破壊が生じないこと。②AJ</p>						

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第17条 材料及び構造】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	

茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比  
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比  
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

黄色：前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>へ 運転状態I、運転状態II、運転状態III及び運転状態IVにおいて、座屈が生じないこと。②AK</p> <p>十五 クラス1容器、クラス1管、クラス2容器、クラス2管、クラス3容器、クラス3管、クラス4管及び原子炉格納容器のうち主要な耐圧部の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）について</p> <p>（1）-① 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。以下同じ。）、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。以下同じ。）又は放射線管理施設に属する容器（（2）-①に規定する容器を除く。）又はこれらの設備に属する外径150mm以上の管（（3）及び（4）に規定するものを除く。）であって、その内包する放射性物質の濃度が、37mBq/cm<sup>3</sup>（その内包する放射性物質が液体にある場合は、37kBq/cm<sup>3</sup>）未満のもののうち、次</p> <p><b>【解釈】</b></p> <p>16 第15号に規定する「主要な耐圧部の溶接部」とは、以下に掲げるものの溶接部をいう。</p> <p>（1）-① 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。以下同じ。）、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。以下同じ。）又は放射線管理施設に属する容器（（2）-①に規定する容器を除く。）又はこれらの設備に属する外径150mm以上の管（（3）及び（4）に規定するものを除く。）であって、その内包する放射性物質の濃度が、37mBq/cm<sup>3</sup>（その内包する放射性物質が液体にある場合は、37kBq/cm<sup>3</sup>）未満のもののうち、次</p>	<p>5.2.3 主要な耐圧部の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）について</p> <p>クラス1容器、クラス1管、クラス2容器、クラス2管、クラス3容器、クラス3管、クラス4管及び原子炉格納容器のうち主要な耐圧部の溶接部は、次のとおりとし、使用前事業者検査により適用基準及び適用規格に適合していることを確認する。</p> <p>③, ③a, ③f 【17条42】</p>	<p>5.2.3 主要な耐圧部の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）について</p> <p>クラス1容器、クラス1管、クラス2容器、クラス2管、クラス3容器、クラス3管、クラス4管及び原子炉格納容器のうち主要な耐圧部の溶接部は、次のとおりとし、使用前事業者検査により適用基準及び適用規格に適合していることを確認する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> <li>・差異なし。</li> </ul>	<p>原子炉冷却系統施設（共通）</p> <p>5.2 材料及び構造等</p> <p>— 以 下 余 白 —</p>

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

## 【第17条 材料及び構造】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）  
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載  
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比  
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比  
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番  
<関連する資料>

- ・様式-1への展開表（補足説明資料）
- ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
  - ：前回提出時からの変更箇所

### 要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部」）について溶接を必要とするもの</p> <p>イ 水用の容器又は管であつて、最高使用温度 <math>100^{\circ}\text{C}</math> 未満のものについては、最高使用圧力 <math>1960\text{kPa}</math></p> <p>ロ 液化ガス（通常の使用状態での温度における飽和圧力が <math>196\text{kPa}</math> 以上であって現に液体の状態であるもの又は圧力が <math>196\text{kPa}</math> における飽和温度が <math>35^{\circ}\text{C}</math> 以下であって現に液体の状態であるものをいう。以下同じ。）用の容器又は管については、最高使用圧力 <math>0\text{kPa}</math></p> <p>ハ イ又はロに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力 <math>98\text{kPa}</math></p> <p>ニ イ又はロに規定する管以外の管については、最高使用圧力 <math>980\text{kPa}</math>（長手継手の部分にあっては、<math>490\text{kPa}</math>）</p> <p>（1）-② 非常用電源設備又は補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラに係るものを除く。）に属する容器のうち、耐圧部について溶接を必要とするもの</p>						

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

## 【第17条 材料及び構造】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）  
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載  
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比  
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比  
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番  
<関連する資料>

- ・様式-1への展開表（補足説明資料）
- ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
  - ：前回提出時からの変更箇所

### 要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>(1) -③ 非常用電源設備、火災防護設備又は区画排水設備に係る外径150mm以上の管のうち、耐圧部について溶接を必要とするもの</p> <p>(2) -① 原子炉本体又は原子炉格納施設に属する容器</p> <p>(2) -② 原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設又は放射線管理施設に属する容器であつて非常時に安全装置として使用されるもの</p> <p>(3) 原子炉本体に属する容器又は原子炉格納容器に取り付けられる管のうち、それが取付けられる当該容器から最も近い止め弁までの部分</p> <p>(4) 原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射線管理施設又は原子炉格納施設のうち原子炉格納容器安全設備、放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備若しくは圧力逃がし装置に属する管であつて、非常時に安全装置として使用されるもの（(3)に規定するものを除く。）</p>						

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

## 【第17条 材料及び構造】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）  
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載  
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比  
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比  
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番  
＜関連する資料＞

- ・様式-1 への展開表（補足説明資料）
- ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）

：前回提出時からの変更箇所

### 要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>(5) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設若しくは 放射線管理施設に属する容器 ((2) -②に規定するものを除く。) 又はこれらの施設に属する外径 61 mm (最高使用圧力 9.8 kPa 未満の管にあっては、100 mm) を超える管 ((3) (4) に規定するものを除く。) であつて、その内包する放射性物質の濃度が <math>3.7 \text{ kBq}/\text{cm}^3</math> (その内包する放射性物質が液体中にある場合は、<math>3.7 \text{ kBq}/\text{cm}^3</math>) 以上のもの</p> <p>(6) 上記 (1) ~ (5) に規定する容器又は管の耐圧部に取付く溶接部 (非耐圧部である場合を含む。)</p> <p>(例) ・キャノピーシールの溶接部 ・管と管板との溶接部 ・耐圧部材に直接溶接されるラグ、ブラケット等であつて地震、熱膨張、反力、重量、振動等による過度の変位を防止するために施設されるもの③a</p>						

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第17条 材料及び構造】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	

様式-7

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
イ 不連続で特異な形状でないものであること。③A  【解釈】 17 第15号イに規定する「不連続で特異な形状でないもの」とは、溶接部の設計において、溶接部の開先等の形状に配慮し、鋭い切欠き等の不連続で特異な形状でないものをいう。 ③b  ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。③B  【解釈】 18 第15号ロに規定する「溶接による割れが生ずるおそれがなく」とは、溶接後の非破壊試験において割れがないことに加え、溶接時の有害な欠陥により割れが生じるおそれがないことをいい、「健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないこと」とは、溶接部の設計及び形状が溶込み不足を生じがたいものであり、溶接部の表面及び内部に有害な欠陥がないことをいう。③C	・不連続で特異な形状でない設計とする。 ③A, ③a, ③b, ③f 【17条43】	・不連続で特異な形状でない設計とする。 ③A, ③a, ③b, ③f 【17条43】			・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。	
	・溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認する。 ③B, ③a, ③c, ③d, ③f 【17条44】	・溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認する。 ③B, ③a, ③c, ③d, ③f 【17条44】			・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。 ・差異なし。	

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

## 【第17条 材料及び構造】

要求事項との対比表						
実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則		設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比
19 第15号ロに規定する「非破壊試験」は、放射線透過試験、超音波探傷試験、磁粉探傷試験、浸透探傷試験、目視試験等をいう。③d						
ハ 適切な強度を有するものであること。③c	・適切な強度を有する設計とする。	・適切な強度を有する設計とする。 ③c, ③a, ③e, ③f【17条45】			・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。	
【解釈】 20 第15号ハに規定する「適切な強度を有する」とは、母材と同等以上の機械的強度を有するものであることをいう。③e					・要求事項に対する設計の明確化。	
ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士であることを機械試験その他の評価方法によりあらかじめ確認したにより溶接したものであること。③d	・適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士であることを機械試験その他の評価方法によりあらかじめ確認する。	・適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士であることを機械試験その他の評価方法によりあらかじめ確認する。③d, ③a, ③f【17条46】	— 以 下 余 白 —	— 以 下 余 白 —	・差異なし。	
【解釈】 21 第15号の規定に適合する溶接部は、次の(1)又は(2)のいずれかに適合したものを行う。 (1)日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格(2007年版)(JSME S NB1-2007)」(以下「溶接規格2007」という。)及び「設計・建設規格2005(2007)」の規定に「日本機械	— 以 下 余 白 —	— 以 下 余 白 —			・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。	
					・要求事項に対する設計の明確化。	
					・差異なし。	
					— 以 下 余 白 —	

## 樣式-7

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

## 【第17条 材料及び構造】

- 赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
- 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
- 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
- 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
- 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番  
<関連する資料>

- ・様式-1 への展開表（補足説明資料）
- ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）

：前回提出時からの変更箇所

### 要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>学会「溶接規格」等の適用に当たって（別記－5）の要件を付したもの</p> <p>（2）日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格（2012年版（2013年追補を含む。））（JSME S NB1-2012/2013）」（以下「溶接規格 2012（2013）」という。）及び「設計・建設規格 2012」の規定に「日本機械学会「設計・建設規格」及び「材料規格」の適用に当たって（別記－2）」及び「日本機械学会「溶接規格」等の適用に当たって（別記－5）」の要件を付したもの</p> <p>（「日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格」（2007年版）に関する技術評価書」（平成20年10月原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構取りまとめ。以下「溶接規格 2007 技術評価書」という。）、「日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格 2012 年版/2013 年追補」（JSME S NB1-2012/2013）に関する技術評価書」（原規技発1502041号（平成27年2月4日原子力規制委員会決定。以下「溶接規格 2012（2013）技術評価書」という。））、「設計・建設規格 2007 技術評価書」及び「設計・建設規格 2012 技術評価書」）</p> <p>なお、ウェルドオーバーレイ</p>						

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

## 【第17条 材料及び構造】

## 要求事項との対比表

- 赤色：様式-6 に関する記載（付番及び下線）
- 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
- 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
- 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
- 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番  
<関連する資料>

- ・様式-1への展開表（補足説明資料）
- ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）  
　　：前回提出時からの変更箇所

樣式-7

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
工法を適用する場合は、「ウェルドオーバーレイ工法の適用に当たって（別記-3）」によること。 ③f  一 以 下 余 白 一						

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

## 【第17条 材料及び構造】

—: 該当なし  
※: 条文全体に関わる説明書  
■: 前回提出時からの変更箇所

様式-6

## 各条文の設計の考え方

第17条 (材料及び構造)								
1. 技術基準規則の条文、解釈への適合性に関する考え方								
No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方 (理由)	項・号	解釈	説明資料等			
①	材料	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1項1号 1項2号 1項3号 1項4号 1項5号 1項6号 1項7号	2, 3, 4, 5, 6, 11, 15	a, b			
②	構造及び強度	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1項8号 1項9号 1項10号 1項11号 1項12号 1項13号 1項14号	1, 2, 5, 7~15	a, b			
③	主要な耐圧部の溶接部	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。	1項15号	2, 16~21	—			
2. 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方								
No.	項目	考え方	説明資料等					
①	原子炉冷却材圧力バウンダリの破壊じん性	破壊じん性に関する内容を各機器のクラス区分毎に整理し記載するため記載しない。	—					
3. 設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方								
No.	項目	考え方	説明資料等					
◇	原子炉冷却材圧力バウンダリの破壊じん性	破壊じん性に関する内容を各機器のクラス区分毎に整理し記載するため記載しない。	—					
◇	使用材料の補足的な記載	使用材料の補足的な記載のため記載しない。	—					
4. 詳細な検討が必要な事項								
No.	記載先							
a	クラス1機器及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書							

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第17条 材料及び構造】

—：該当なし  
※：条文全体に関わる説明書  
■：前回提出時からの変更箇所

様式-6

b	強度に関する説明書
※	発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））との整合性に関する説明書
※	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

## 【第55条 材料及び構造】

式-6 に関する記載（付番及び下線）  
置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載  
置変更許可と基本設計方針（後）との対比  
指基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番  
<関連する資料>  
　・様式-1への展開表（補足説明資料）  
　・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）  
　　：前回提出時からの変更箇所

### 要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則及び基本設計方針との対比	備考
(材料及び構造)  第五十五条 重大事故等対処設備に属する容器、管、ポンプ若しくは弁若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物の材料及び構造は、施設時において、各機器等のクラス区分に応じて以下のとおりとし、その際、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JSME S NC1) 又は「発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉格納容器規格」(JSME S NE1) 等に従い設計する。 ①, ②, ③  【解釈】 1 第4号から第6号までの構造強度は、原子炉等規制法第43条の3の14に基づき維持段階にも適用される。②a	重大事故等対処設備に属する容器、管、ポンプ若しくは弁若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物の材料及び構造は、施設時において、各機器等のクラス区分に応じて以下のとおりとし、その際、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JSME S NC1) 又は「発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉格納容器規格」(JSME S NE1) 等に従い設計する。 ①, ②, ③, ①d, ②d 【55条1】  ただし、重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス2支持構造物の材料及び構造であって、以下によらない場合は、当該機器及び支持構造物が、その設計上要求される強度を確保できるよう日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JSME S NC1) 又は「発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉格納容器規格」(JSME S NE1) を参考に同等以上の性能を有することを確認する。 ①A, ②A, ①b, ①d, ②a, ②b, ②d 【55条2】  また、重大事故等クラス3機器であって、完成品は、以下によらず、消防法に基づく技術上の規格等一般産業品の規格及び基準に適合していることを確認し、使用環境及び使用条件に対して、要求される強度を確保できる設計とする。 ①E, ②G, ②a, ①c, ②c 【55条3】	該当箇所なし。  — 以 下 余 白 —	該当箇所なし。  — 以 下 余 白 —	・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。	原子炉冷却系統施設（共通） 5.2 材料及び構造等 (以下同様の施設区分)
				・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。	
				・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。	

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

## 【第55条 材料及び構造】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）  
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載  
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比  
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番  
＜関連する資料＞

- ・様式-1への展開表（補足説明資料）
- ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）

：前回提出時からの変更箇所

### 要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則及び基本設計方針との対比	備考
<p>一 重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス1支持構造物に使用する材料は、次に定めるところによること。</p> <p>イ 重大事故等クラス1機器又は重大事故等クラス1支持構造物が、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p> <p>ロ 重大事故等クラス1機器に使用する材料にあっては、当該機器の最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験その他の評価方法により確認したものであること。</p> <p><b>【解釈】</b></p> <p>2 第1号ロ及び第2号ロに規定する材料にあっては、本規程第17条4を準用することができる。①a</p> <p>ハ 重大事故等クラス1機器に属する鋳造品にあっては、有害な欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。</p>	<p>記載事項なし。</p> <p>記載事項なし。</p> <p>記載事項なし。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定重大事故等対処施設は、本工事計画の対象外。</li> </ul>	<p>記載事項なし。</p> <p>記載事項なし。</p> <p>記載事項なし。</p>

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

## 【第55条 材料及び構造】

- 赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
- 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
- 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
- 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番  
<関連する資料>  
　・様式-1への展開表（補足説明資料）  
　・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）  
　　：前回提出時からの変更箇所

### 要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則及び基本設計方針との対比	備考
<p>二 重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス2支持構造物に使用する材料は、次に定めるところによること。ただし、次に掲げる性能と同等以上の性能を有する場合は、この限りでない。<b>①A</b></p> <p><b>【解釈】</b></p> <p>3 第2号に規定する「同等以上の性能を有する場合」には、当該機器及び支持構造物がその設計上要求される強度を確保できるものであることを示すこと。<b>①b</b></p> <p>イ 重大事故等クラス2機器又は重大事故等クラス2支持構造物が、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。<b>①B</b></p> <p>ロ 重大事故等クラス2機器に使用する材料にあっては、当該機器の最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験その他の評価方法により確認したものであること。<b>①C</b></p> <p>ハ 重大事故等クラス2機器に属する鋳造品にあっては、有害な欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。<b>①D</b></p>	<p>重大事故等クラス2容器及び重大事故等クラス2管のうち主要な耐圧部の溶接部の耐圧試験は、母材と同等の方法、同じ試験圧力にて実施する。</p> <p><b>③A, ③a 【55条4】</b></p> <p>なお、各機器等のクラス区分の適用については、別紙「主要設備リスト」による。</p> <p><b>①, ②, ③ 【55条5】</b></p> <p>5.2.1 材料について</p> <p>(1) 機械的強度及び化学的成分</p> <p>b. 重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス2支持構造物は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する。</p> <p><b>①B, ①d 【55条6】</b></p> <p>e. 重大事故等クラス3機器は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して日本産業規格等に適合した適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料を使用する。</p> <p><b>①E, ①c 【55条7】</b></p> <p>(2) 破壊じん性</p> <p>重大事故等クラス2機器は、その最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有する材料を使用する。また、破壊じん性は、寸法、材質又は破壊じん性試験により確認する。</p> <p><b>①C, ①a, ①d 【55条8】</b></p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> </ul>	<p>原子炉冷却系統施設（共通）</p> <p>5.2 材料及び構造等 (以下同様の施設区分)</p>

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

## 【第55条 材料及び構造】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）  
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載  
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比  
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番  
＜関連する資料＞  
・様式-1への展開表（補足説明資料）  
・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）  
：前回提出時からの変更箇所

### 要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則及び基本設計方針との対比	備考
<p>三 重大事故等クラス3機器（重大事故等クラス3容器、重大事故等クラス3管、重大事故等クラス3ポンプ又は重大事故等クラス3弁をいう。以下同じ。）に使用する材料は、当該機器が使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。<span style="color:red;">①E</span></p> <p><b>【解釈】</b></p> <p>4 第3号に規定する「適切な機械的強度及び化学的成分を有すること」とは、例えば、日本産業規格等の適切な規格及び基準に適合する材料とする。完成品として一般産業品の規格基準へ適合している場合（消防法に基づく技術上の規格を満たす消防車等）には、第3号の規定を満たすものと解釈する。<span style="color:red;">①c</span></p>	<p>重大事故等クラス2機器のうち、原子炉圧力容器については、重大事故等時における温度、放射線、荷重その他の使用条件に対して損傷するおそれがない設計とする。 <span style="color:red;">①c, ①a, ①d 【55条9】</span></p> <p>(3) 非破壊試験 重大事故等クラス2機器（鋳造品に限る。）に使用する材料は、非破壊試験により有害な欠陥がないことを確認する。 <span style="color:red;">①D, ①d 【55条10】</span></p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> </ul>	
四 重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス1支持構造物の構造及び強度は、次に定めるところによること。ただし、想定される重大事故等に対処するために必要な構造及び強度を有するものについては、この限りでない。					

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

## 【第55条 材料及び構造】

- 赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
- 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
- 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
- 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番  
<関連する資料>  
　・様式-1への展開表（補足説明資料）  
　・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）  
　　：前回提出時からの変更箇所

### 要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則及び基本設計方針との対比	備考
イ 重大事故等クラス1機器にあっては、設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。	記載事項なし。			・特定重大事故等対処施設は、本工事計画の対象外。	記載事項なし。
ロ 重大事故等クラス1機器に属する伸縮継手にあっては、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。	記載事項なし。			・特定重大事故等対処施設は、本工事計画の対象外。	記載事項なし。
ハ 重大事故等クラス1管（伸縮継手を除く。）にあっては、設計上定める条件において、疲労破壊が生じないこと。	記載事項なし。			・特定重大事故等対処施設は、本工事計画の対象外。	記載事項なし。
ニ 重大事故等クラス1容器及び重大事故等クラス1管にあっては、設計上定める条件において、座屈が生じないこと。	記載事項なし。			・特定重大事故等対処施設は、本工事計画の対象外。	記載事項なし。
ホ 重大事故等クラス1支持構造物であって、重大事故等クラス1機器に溶接により取り付けられ、その損壊により重大事故等クラス1機器に損壊を生じさせるおそれがあるものにあっては、設計上定める条件において、延性破断及び座屈が生じないこと。	記載事項なし。			・特定重大事故等対処施設は、本工事計画の対象外。	記載事項なし。

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第 55 条 材料及び構造】

赤色：様式-6 に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	

茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比

緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

黄色：前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>五 重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス2支持構造物の構造及び強度は、次に定めるところによること。ただし、次に掲げる性能と同等以上の性能を有する場合は、この限りでない。 ②A</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>5 第5号に規定する「同等以上の性能を有する場合」には、当該機器及び支持構造物がその設計上要求される強度を確保できるものであることを示すこと。 ②b</p> <p>イ 重大事故等クラス2機器にあっては、設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。 ②B</p> <p>ロ 重大事故等クラス2機器に属する伸縮継手にあっては、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。 ②C</p> <p>ハ 重大事故等クラス2管（伸縮継手を除く。）にあっては、設計上定める条件において、疲労破壊が生じないこと。 ②D</p>	<p>5.2.2 構造及び強度について (1) 延性破断の防止 a. 重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス3機器は、最高使用圧力、最高使用温度及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計上定める条件」という。)において、全体的な変形を弾性域に抑える設計とする。 ②B, ②G, ②a, ②c, ②d 【55条11】</p> <p>m. 重大事故等クラス2支持構造物であって、重大事故等クラス2機器に溶接により取り付けられ、その損壊により重大事故等クラス2機器に損壊を生じさせるおそれがあるものは、設計上定める条件において、延性破断が生じない設計とする。 ②F, ②a, ②d 【55条12】</p> <p>(3) 疲労破壊の防止 c. 重大事故等クラス2機器の伸縮継手及び重大事故等クラス2管(伸縮継手を除く。)は、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じない設計とする。 ②C, ②D, ②a, ②d 【55条13】</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> </ul>	<p>原子炉冷却系統施設（共通） 5.2 材料及び構造等 (以下同様の施設区分) — 以 下 余 白 —</p>

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

## 【第55条 材料及び構造】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）  
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載  
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比  
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番  
<関連する資料>

- ・様式-1への展開表（補足説明資料）
- ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）  
　　：前回提出時からの変更箇所

### 要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則及び基本設計方針との対比	備考
<p>ニ 重大事故等クラス2容器及び重大事故等クラス2管にあっては、設計上定める条件において、座屈が生じないこと。<sup>②E</sup></p> <p>ホ 重大事故等クラス2支持構造物であって、重大事故等クラス2機器に溶接により取り付けられ、その損壊により重大事故等クラス2機器に損壊を生じさせるおそれがあるものにあっては、設計上定める条件において、座屈が生じない設計とする。<sup>②E, ②F, ②a, ②d</sup>【55条14】</p> <p>六 重大事故等クラス3機器の構造及び強度は、設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。<sup>②G</sup></p> <p><b>【解釈】</b></p> <p>6 第4号イ、第5号イ及び第6号に規定する「全体的な変形を弾性域に抑えること」とは、本規程第17条7を準用するものをいう。ただし、第6号の重大事故等クラス3機器にあっては、完成品として一般産業品の規格及び基準へ適合している場合（消防法に基づく技術上の規格を満たす消防車等）には、第6号の規定を満たすものと解釈する。<sup>②c</sup></p>	(4) 座屈による破壊の防止 c. 重大事故等クラス2容器、重大事故等クラス2管及び重大事故等クラス2支持構造物（重大事故等クラス2機器に溶接により取り付けられ、その損壊により重大事故等クラス2機器に損壊を生じさせるおそれがあるものに限る。）は、設計上定める条件において、座屈が生じない設計とする。 <sup>②E, ②F, ②a, ②d</sup> 【55条14】			<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。</li> <li>・要求事項に対する設計の明確化。</li> </ul>	

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

## 【第 55 条 材料及び構造】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）  
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載  
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比  
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番  
＜関連する資料＞  
・様式-1への展開表（補足説明資料）  
・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）  
：前回提出時からの変更箇所

### 要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則及び基本設計方針との対比	備考
7 第1号、第2号、第4号及び第5号の規定に適合する材料及び構造とは、本規程第17条11を準用するものをいう。この場合において、第1号及び第4号の規定の適用に当たって「クラス2」とあるのは「重大事故等クラス1」と、第2号及び第5号の規定の適用に当たって「クラス2」とあるのは「重大事故等クラス2」とそれぞれ読み替えるものとし、「材料規格2012」の許容引張応力( $S$ 値)は、「設計・建設規格2005(2007)」付録材料図表の値に読み替えるものとする。  (「材料規格2012 技術評価書」) ①d, ②d					
七 重大事故等クラス1容器、重大事故等クラス1管、重大事故等クラス2容器及び重大事故等クラス2管のうち主要な耐圧部の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）について  重大事故等クラス2容器及び重大事故等クラス2管のうち主要な耐圧部の溶接部は、次のとおりとし、使用前事業者検査により適用基準及び適用規格に適合していることを確認する。  ③A, ③a, ③f【55条15】	5.2.3 主要な耐圧部の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）について  重大事故等クラス2容器及び重大事故等クラス2管のうち主要な耐圧部の溶接部は、次のとおりとし、使用前事業者検査により適用基準及び適用規格に適合していることを確認する。  ③A, ③a, ③f【55条15】			・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。(特定重大事故等対処施設は、本工事計画の対象外。)	

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

## 【第 55 条 材料及び構造】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）  
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載  
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比  
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番  
＜関連する資料＞

- ・様式-1への展開表（補足説明資料）
- ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）

：前回提出時からの変更箇所

### 要求事項との対比表

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置変更許可申請書 本文	設置変更許可申請書 添付書類八	設置変更許可、技術基準規則及び基本設計方針との対比	備考
<b>【解釈】</b> 8 第7号に規定する「主要な耐圧部の溶接部」とは、本規程第17条16を準用するものをいう。③a  イ 不連続で特異な形状でないものであること。③B		・不連続で特異な形状でない設計とする。 ③B, ③a, ③b, ③f 【55条16】		・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。	
<b>【解釈】</b> 9 第7号イに規定する「不連続で特異な形状でないもの」とは、本規程第17条17を準用するものをいう。③b  ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。③C		・溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認する。 ③C, ③a, ③c, ③d, ③f 【55条17】		・技術基準規則の要求事項に対する基本設計方針を記載。 ・要求事項に対する設計の明確化。	
<b>【解釈】</b> 10 第7号ロに規定する「溶接による割れが生ずるおそれがなく」とは、本規程第17条18を準用するものをいう。③c  11 第7号ロに規定する「非破壊試験」とは、本規程第17条19を準用するものをいう。③d					

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

## 【第55条 材料及び構造】

- 赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
- 青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
- 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
- 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番  
<関連する資料>  
　・様式-1への展開表（補足説明資料）  
　・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）  
　　：前回提出時からの変更箇所

### 要求事項との対比表

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

## 【第 55 条 材料及び構造】

—：該当なし  
※：条文全体に関わる説明書  
■：前回提出時からの変更箇所

様式-6

## 各条文の設計の考え方

第 55 条 (材料及び構造)								
1. 技術基準規則の条文、解釈への適合性に関する考え方								
No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	説明資料等			
①	材料	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。なお、重大事故等クラス 1 機器及び重大事故等クラス 1 支持構造物については、今回の申請範囲に対象となる設備がないため記載しない。	1 項 2 号 1 項 3 号	2, 3, 4, 7	a, b			
②	構造及び強度	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。なお、重大事故等クラス 1 機器及び重大事故等クラス 1 支持構造物については、今回の申請範囲に対象となる設備がないため記載しない。	1 項 5 号 1 項 6 号	1, 5, 6, 7	a			
③	主要な耐圧部の溶接部	技術基準規則の要求事項及びその解釈を受けている内容を記載する。なお、重大事故等クラス 1 機器及び重大事故等クラス 1 支持構造物については、今回の申請範囲に対象となる設備がないため記載しない。	1 項 7 号	8~13	—			
2. 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方								
No.	項目	考え方	説明資料等					
—	—	—	—					
3. 設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方								
No.	項目	考え方	説明資料等					
—	—	—	—					
4. 詳細な検討が必要な事項								
No.	記載先							
a	強度に関する説明書							
b	原子炉圧力容器の脆性破壊防止に関する説明書							
※	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書							